

## 障害者の権利に関する条約の実施状況に係る 障害者政策委員会の見解（案）（たたき台）

令和 4 年 1 月  
障害者政策委員会

障害者政策委員会は、障害者基本計画の実施状況の監視を通じて障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の国内実施状況の監視を担う機関としての役割を担っている。

障害者権利条約の国内実施状況に関する第 1 回政府報告の提出に当たっては、障害者政策委員会は「第 3 次障害者基本計画」の実施状況の監視を行い、その意見を「議論の整理」として取りまとめた。この「議論の整理」は、第 1 回政府報告の付属文書として国連に提出された。また、この中で、障害者政策委員会において特に重要なものとして選定された 8 つのテーマについては、第 1 回政府報告の本文においても、障害者政策委員会の意見が反映された。

国連障害者権利委員会による我が国の締約国審査に向けて、政府においては、国連障害者権利委員会からの「事前質問事項」への回答が作成されている。障害者政策委員会としては、この回答内容や第 4 次障害者基本計画の実施状況を踏まえ、第 1 回政府報告の対象期間の後（平成 28 年 3 月以降）における我が国の取組の進捗状況や今後の課題について追加的な議論を行い、本見解を取りまとめることとした。

- 今回は、先般の第 1 回政府報告の提出に当たって障害者政策委員会が特に重要な分野として挙げた 8 分野を中心としつつ、政府報告提出後、特に進捗があったと考えられる第 5 条、第 9 条、第 11 条、第 30 条及び第 33 条を新たに追加して議論し、見解を取りまとめることとした。

## 【個別分野の議論】

### < 補足事項 >

対象条項ごとに以下の整理の下「進展」と「懸念」を記載した資料を、障害者権利条約の実施状況に係る障害者政策委員会の見解(たたき台案)として第60回障害者政策委員会に提示した(資料6)。

- ・「進展」：平成28年の第1回政府報告の対象期間の後(平成28年3月以降)における我が国の取組の進捗状況を記載。
- ・「懸念」：平成28年の第1回政府報告に記載された内容をそのまま記載。

本資料は、第60回障害者政策委員会資料6への委員の御意見を踏まえ同資料を更新したものとなる。各項目については以下の整理のとおり。

- ・ : 委員意見を踏まえ、新設、追記又は現状の記載を維持したもの
- ・ : 委員意見が特段なかったことから修正等の検討を行わず、第60回障害者政策委員会資料6の記載を維持しているもの

### 第5条 平等及び無差別

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けること等を主な内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年6月に公布された。

### 第6条 障害のある女子

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

令和2年5月、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成された。その作成に当たっては、女性の障害者団体へのヒアリング等を実施し、要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮することや、災害対策本部の下に男女共同参画担当部局の職員を配置することの重要性を含めた。

また、同月には、同ガイドラインの内容を踏まえ、防災基本計画が修正された。ガイドライン及び防災基本計画の修正の内容について周知するため、男女共同参画局長と政策統括官(防災担当)の連名で、地方公共団体の男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局に対する通知を発出した。また、

都道府県及び政令指定都市の男女共同参画主管課長を対象とした会議等においてガイドラインの活用徹底を促した。

障害者を含む被害者支援に対応する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置について、各都道府県に最低1か所設置の成果目標（令和2年まで）を前倒しし、平成30年10月に全都道府県への設置が実現された。

また、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を活用して、センターの安定的な運営が可能となるよう、各都道府県の実情に応じた取組の支援の充実が図られている。

さらに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府会議決定）に基づき、若年層や障害者を含む相談者が利用しやすいよう、多様な相談方法の提供を推進している。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

障害者権利条約第6条「障害のある女子」に対応するため、障害女性の視点からの記述及び統計を充実させるとともに、例えば、福祉施設での同性介助を標準化するなど、女性に重点を置いた政策立案を推進する必要がある。

また、国や地方公共団体の政策を決定する様々な審議会や有識者会議の委員構成については、ポジティブ・アクションの取組が推進されており、政策委員会も含め、障害者施策を審議する審議会や有識者会議においても、こうした視点から一層の取組が必要である。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

#### 第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ（アクセシビリティ）

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

平成30年通常国会において、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進等を内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）」が成立し、同年に公布され、平成31年4月に全面施行された。これに基づき、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価している。また、移動等円滑化評価会議の下部組織として、全国10のブロックにおいて分科会を設置し、地域におけ

る移動等円滑化の進展の状況を定期的に把握・評価している。

また、令和2年通常国会において、公共交通事業者等に対するソフト基準遵守義務の創設や公立小中学校及び旅客特定車両停留施設(バス等の旅客の乗降のための道路施設)をバリアフリー基準適合義務の対象に追加すること等を内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第二十八号)」が成立し、同年に公布され、令和3年4月に全面施行された。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

特に障害者の情報アクセシビリティ向上を目的として、情報アクセシビリティ環境の整備を推進するための根拠法が未整備であることが課題である。

公共交通機関や建築物のバリアフリー整備についても、一層の充実が必要である。

#### 第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

令和3年の災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。

令和2年5月、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成された。その作成に当たっては、女性の障害者団体へのヒアリング等を実施し、要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮することや、災害対策本部の下に男女共同参画担当部局の職員を配置することの重要性が含まれた。

また、同月には、同ガイドラインの内容を踏まえ、防災基本計画が修正された。ガイドライン及び防災基本計画の修正の内容について周知するため、男女共同参画局長と政策統括官(防災担当)の連名で、地方公共団体の男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局に対する通知が発出された。また、都道府県及び政令指定都市の男女共同参画主管課長を対象とした会議等においてガイドラインの活用徹底が促された。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

避難所、福祉避難所及び仮設住宅のユニバーサルデザイン化並びに災害時の情報取得について課題がある。

## 第 12 条 法律の前にひとしく認められる権利

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

意思決定の支援及び法的能力の行使を支援する社会的枠組みの構築が急務である。また、成年後見制度のうち、特に代行型の枠組みである後見類型の運用に当たっては、最良の支援を提供しても、なお法的能力の行使が困難な場合に本人の権利と利益を守るための最終手段として利用されるべきものであり、かつ、代理人が本人に代わって意思決定をする場合にも、法の趣旨に則り、できる限り本人の意思を尊重するよう制度運用の改善を図る必要がある。

また、家庭裁判所の成年後見人の監督業務の負担の在り方についても課題がある。

## 第 14 条 身体的自由及び安全

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

精神保健福祉法等の制度と運用については、医療保護入院についての規定である精神保健福祉法第 33 条の妥当性について再検証をする必要がある。精神科における患者の権利擁護のため家族や医療従事者から独立した権利擁護者の関与が不可欠である。

認知症も含め、本人の意思が反映されない入院の減少につなげていくことが大切であり、そのためにも、継続的に調査を実施した上で、最新の正確な統計に基づいて議論を行う必要がある。

## 第 19 条 自立した生活及び地域社会への受容

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

令和 3 年通常国会において、医療的ケア児支援センターの設置及び保育所及び学校における医療的ケアその他の支援等を内容とする「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）」が成立し、同年に施行された。

平成 29 年度より、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、都道府県等自治体に対する補助事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において、ピアサポートの活用やアウトリーチ支援等が実施されており、また、都道府県等自治体の取組を支援する委託事業「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援

事業」が実施されている。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

入所施設からの地域移行に課題がある。

医療的ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援については、地域によってサービスの水準や運用に差異があるなどして利用しづらかったり、保護者に過重な負担となったりしている。人間らしく生きるための 24 時間の医療的ケア保障、介護保障が必要である。

精神科病院における長期入院は課題であり、精神科医療そのものの地域移行が必要である。精神科に入院している人の地域移行を考えるのと同時に、地域にいる精神障害者を訪問してサービスを提供すること等、精神障害者が地域で生活できるような資源を開発することが重要である。

#### 第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

令和 2 年通常国会において、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずること等を内容とする「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(令和二年法律第五十三号)が成立し、同年 12 月 1 日に施行された。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

情報提供や意思疎通支援をさらに充実することが求められる。様々なメディアや場面において、特に、緊急時の対応、個別性の高いコミュニケーション方法を用いる人たちへの対応、省庁横断的な対応に課題がある。

また、障害の多様性に対応したアクセシブルな教材の提供や公的機関等が提供する情報のバリアフリー化に課題がある。

#### 第 24 条 教育

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

学校教育法施行令の一部改正(平成 25 年)により、就学先決定のプロセスにおいて、本人・保護者の意見を最大限尊重することとなった。

インクルーシブ教育システムの理念に基づき、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう、特に、以下のとおり通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対する支援や通常の学級に在籍するための権利保障が進められた。

- ・通常の学級において学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の学校教育法施行規則への位置付けによる配置促進、財政措置の充実
- ・平成 30 年度から、高等学校における通級による指導を制度化
- ・通級による指導を受ける児童生徒数（公立）の増加  
平成 26 年度：8.4 万人 令和元年度：13.4 万人
- ・障害特性等に応じた「通級による指導」のための財政措置の充実
- ・平成 29 年 3 月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小中学校の通級による指導の教員定数の基礎定数化（平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で計画的に実施）
- ・高等学校の通級による指導に関する教員定数の加配措置の充実
- ・医療的ケアのための看護師配置に係る財政的支援の充実
- ・小学校学習指導要領等の改訂において、通級による指導を受ける児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成を義務付けたほか、各教科等において、通常の学級に障害のある児童生徒が在籍することを前提とした記載（学習上の困難に応じた配慮内容の例示）を追加。

小中学校等の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、令和元年度から教員養成課程において特別支援教育に関する科目を 1 単位以上必修とするなど教師の専門性向上にも取り組んでいる。

令和 3 年、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第八十一号）」が成立・施行され、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにすること等が明記された。

令和 2 年 5 月に改正バリアフリー法が公布され、学校設置者に対して、地域の公立小中学校等のバリアフリー化が義務化されたことを踏まえ、文部科学省において、公立小中学校等における令和 7 年度末までの整備目標を設定し、学校設置者に対して取組の加速を促すとともに、バリアフリー化工事の補助率を引き上げた。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

通常学級において環境の整備及び合理的配慮の提供により障害のある児童・生徒を支援するための予算及び人的資源の配分の見直しを更に推進する必要がある。

インクルーシブ教育を推進していくために、我が国が目指すべき到達点に関する議論、また、進捗状況を監視するための指標の開発とデータ収集が必要である。

また、具体的な課題として、個別の教育支援計画、個別の指導計画の実効性の担保、合理的配慮の充実、本人及び保護者の意思の尊重、特別支援教育支援員の配置や教育的ニーズに応じた教材の提供といった環境の整備などについて課題がある。

## 第 27 条 労働及び雇用

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

一般就労に伴う日常生活及び社会生活上の支援ニーズに対応できるよう、就職先企業・関係機関との連絡調整等の支援を一定期間にわたり実施する就労定着支援事業を平成 30 年 4 月に創設。

事業所数 1,367 (令和 3 年 3 月)

利用者数 13,382 (令和 3 年 3 月)

平成 28 年 4 月から、雇用分野において、事業主の障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供が義務付けられ、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等が策定されるとともに、紛争解決手続が整備された。

平成 30 年 4 月から、身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者が雇用義務の対象に追加された。また、民間企業における法定雇用率は、平成 28 年 4 月時点において 2.0%であったところ、平成 30 年 4 月から 2.2%に引き上げられ、更に令和 3 年 3 月から 2.3%に引き上げられている。

平成 28 年 6 月時点において、民間企業の実雇用率は 1.92%であったが、令和 3 年 6 月時点において 2.20%となり、10 年連続で過去最高となった。また、平成 28 年 6 月時点において、民間企業における雇用障害者数は 474,374.0 人であったが、令和 3 年 6 月時点において 597,786.0 人となり、18 年連続で過去最高となった。

令和 2 年から、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する障害者に対する通勤支援や職場等における支援を行うため、障害者雇用納付金制度に基づく企業への助成金として「障害者介助等助成金」及び「重度障害者等通勤対策助成金」が拡充されるとともに、障害者総合支援法第 77 条に基づく市町村の地域生活支援事業として「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が開始された。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。



障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)における障害者雇用率制度については、障害者の範囲に難病等の障害分類が含まれていないため、その対象範囲についての検討が必要である。

障害者の雇用・就業の推進のためには、障害者や企業に対する支援の更なる充実をはかることや、改正障害者雇用促進法の趣旨や法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等について情報提供し、着実に実施することが重要である。

### 第 30 条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

平成 30 年通常国会において、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めること等を内容とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十年法律第四十七号)」が成立し、公布・施行された。これを受け、平成 31 年 3 月に文部科学大臣及び厚生労働大臣が基本計画を策定し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策をより総合的かつ計画的に推進された。

令和元年通常国会において、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること等を基本理念とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)」通称「読書バリアフリー法」が成立し、同年 6 月に公布・施行された。令和 2 年 7 月には、同法第 7 条に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文部科学大臣及び厚生労働大臣により共同で「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(通称：読書バリアフリー基本計画)が策定された。本計画の策定にあたっては、読書バリアフリー法第 18 条に基づき設置された協議の場における当事者団体や事業者団体等の関係者の意見聴取・議論を踏まえて策定された。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、平成 29 年、様々な障害者団体等の参画を得て、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画が策定された。これに基づいて様々な施策が進められ、障害当事者の意見を取り入れた新国立競技場の整備、2 度にわたる「バリアフリー法」の改正、新しい学習指導要領を踏まえた小中学校における心のバリアフリーに関する授業の全面実施、一定規模以上のホテルにおけるバリアフリー客室の 1%以上の整備義務化など、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」が大きく進展した。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

観光地や娯楽施設におけるアクセシビリティの確保に向けた取組の一層の充実が必要である。

#### 第 31 条 統計及び資料の収集

障害者政策委員会は、以下の進展を認める。

令和 4 年国民生活基礎調査から、国連障害者権利委員会がその利用について勧告しているワシントングループの設問により日常生活における機能制限の程度に関する状況を新たに把握することとしている。また、そこで得られた統計については、男女別、年齢別等に分解して、集計することとしている。

令和 3 年社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握することとしている。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

障害者に関する政策の監視・評価に使える水準の統計の充実を推進すべきである。

#### 第 33 条 国内における実施及び監視

障害者政策委員会としては、以下の取組を進めてきた。

政府報告の後の取組として、まず今般の建設的対話に向けては、障害者政策委員会において、本報告の提出を視野に入れて障害者基本計画（第 4 次）の実施状況についてフォローアップを行った上、令和 3 年（2021 年）12 月から、条約の実施状況をモニタリングする観点から改めて審議を行い、令和 4 年（2022 年） 月に、本文書を取りまとめた。

また、障害者政策委員会では、平成 31（2019）年 2 月から、同法の施行 3 年経過後の見直しの検討を集中的に行い、令和 2（2020）年 6 月に障害者政策委員会の意見を取りまとめた。（詳細は、付属文書 2 を参照。）これを受けて、内閣府において同年 10 月に事業者団体及び障害者団体へのヒアリングが行われた。これらも踏まえ、第 5 条にも記載したとおり、政府は、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、改正法案を第 204 回通常国会に提出した。同法案は、衆議院及び参議院において、いずれも全会一致で可決され、令和 3 年 5 月 28 日に成立し、改正法として同年 6 月 4 日に

公布された。

これを受けて、同改正法の施行準備の一環として、障害者差別解消法第6条第4項において「内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。」とされていることを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定に向けた意見の取りまとめに向けて、審議を行っているところ。

また、障害者政策委員会は、「障害者基本計画」の策定又は変更について意見を述べるほか、障害者基本計画についての調査審議、実施状況のモニタリングなどを行い、必要に応じて内閣総理大臣に対して意見を述べること等ができることとされており（同法第11条第4項及び第9項、第32条第2項）、障害者基本計画（第4次）の策定に当たっての意見取りまとめにおいては、各分野に共通する横断的視点として、条約の理念の尊重及び整合性の確保を掲げて、これを策定された。現在は、令和5年度を始期とする障害者基本計画（第5次）の策定に向けて、障害者政策委員会の意見を取りまとめるべく、審議を行っているところである。

障害者政策委員会は、以下の点を懸念する。

国内における人権救済のための、国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に沿った、独立した機関の在り方について検討を深める必要がある。

以上